

情報倶楽部

2023年1月

No. 261

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 会議費とは

Q. 交際費に似たものに会議費というものがあるそうですが、どのような内容のものなのですか？

A. 会議費とは、「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」をいい、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用がこれに該当するとされています。

会議費についての注意点は、次のとおりです。

- ①社内又は通常会議を行う場所とは、場所を規制したものではなく、昼食程度の意味を表しているものですので、会議の実体があれば食堂やレストランであってもかまいません。
- ②通常供与される昼食程度の飲食物とは、飲食物の程度を表しているにすぎませんので、その飲食等が夕食であったとしても、昼食程度のものであればよいことになります。また、金額的な目安は特に示されていませんが、ランチ程度以下で常識的な範囲内ということになり、実質によって判断されることになります。
- ③会議には、社員だけの会議のほか、来客との商談や打合せ等も含まれますので、この場合に供与する昼食程度の飲食物も交際費には該当しません。

★ 売掛金が回収できない場合

Q. 売掛金がなかなか回収することができない取引先があります。貸倒として処理することはできますか？

A. 下記に該当すれば貸倒れ処理をすることが認められます。

法人税では、債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権(売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含みません)について、法人がその売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めるとされています。

①債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後1年以上経過した場合(その売掛債権について担保物のある場合を除く)

※この取扱いは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合に適用され、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する取引に係る売掛債権については、適用がありません。

②法人が同一地域の債務者について有する売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

所得稅

★ 外国人の帰国費用

Q. コロナが少し落ち着いてきたので、外国人労働者を帰国させてあげようと思っています。旅費を負担しようと思いますが、どのように取り扱われますか？

A. 会社が、外国人労働者に休暇帰国費用を支給する場合において、その費用が、次の要件を満たすときは、所得税の対象にしなくてよいこととなっています。

①使用者が、国内において長期間(おおむね2年以上)引き続いて勤務する外国人に対して、就業規則や旅費規程に基づき、おおむね1年以上の期間を経過するごとに休暇のための帰国を認めるものであること

②その外国人が帰国するための旅行に必要な支出(その者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る支出を含む)に充てるものとして支給する金品であること

③支給する金品は、国内と本人又は配偶者の国籍もしくは市民権の属する国との往復に要する運賃(航空機等の乗継地においてやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料を含む)で、その旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的、かつ合理的と認められる通常の旅行経路及び方法によるものに相当する部分であること

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/gensen/750116/01.htm>

★ 家族に支払う給与

Q. 個人でお店を始めました。家族に給与を支払った場合、どのような取扱いになりますか？

A. 親族に支払う給与の取扱いは、生計を一にするかどうかで、次のようになっています。

1. 生計を一にする親族に給与を支払う場合

①一般的な場合

支払った給与は必要経費になりません。また、給与を受け取った親族の所得にもなりません。

②事業専従者に該当する場合(白色申告)

支払った給与は必要経費になりませんが、次のいずれか低い金額が必要経費としてみなされます。(事業専従者控除)

イ. 配偶者86万円、配偶者以外50万円/1人

ロ. 事業所得の金額(事業専従者控除前)÷(専従者数+1)/1人

③青色事業専従者に該当する場合(青色申告)

青色専従者給与として届け出た金額のうち労務の対価として相当と認められる金額は必要経費となります。

2. 生計を一にしない親族に給与を支払う場合

生計を別にする親族に支払う給与は、労務の対価として相当と認められる金額が必要経費となります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2075.htm>

そ の 他

★ 小規模事業者持続化補助金のインボイス枠

Q. 小規模事業者持続化補助金にインボイス枠というものがあるそうですが、どのようなものですか？

A. 小規模事業者持続化給付金とは、販路拡大や生産性向上のためにかかる費用を補助する目的で行われる補助金で、「通常枠」の他に「賃金引上げ枠」、「卒業枠」、「後継者支援枠」、「創業枠」、「インボイス枠」の5つの枠が設けられています。

インボイス枠は、免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組む小規模事業者について申請が認められるものです。

補助対象となる経費は、次のとおりです。

①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費、⑤旅費、

⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料 ⑩設備処分費、⑪委託・外注費

要件は、次のとおりです。

対象者：2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録が確認できた事業者

補助上限：100万円

補助率：2/3

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

<https://www.it-hojo.jp/>